

堺市 こども医療証

★2019年4月より18歳まで拡充されます

平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれの方

必ず子ども医療費助成制度の 申請書を堺市に提出してください!

各戸に申請書が送付されています。詳しくは各区保険年金課へお問合せください。

以下、堺市のホームページより

堺市では、安心して子どもを生き育てることができ、子どもたち一人ひとりが伸びやかに育つ環境の創出をめざし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成31年4月診療分から助成対象を1歳(18歳に達した日以後の最初の3月31日)まで拡充します。所得制限はありません。

子ども医療費助成制度の申請書を1月に送付します。

新たに拡充の対象となる子どもがいる世帯には、1月下旬に申請書と手続きの案内を送付しますので、案内をご覧ください、申請期限までに同封しています封筒で申請書を返送してください。申請後、子ども医療証を3月中旬以降に郵送します。

なお、現在、子ども医療証をお持ちの中学校卒業までの方は、医療証に記載の有効期限が到達するまでに新しい医療証を送付しますので、今回の拡充にあたり、申請の必要はありません。

申請が必要となる対象者について

16歳、17歳(平成13年4月2日から平成15年4月1日生)の方

ただし、生活保護を受けている方や児童養護施設入所による受診券をお持ちの方など、他の公費負担医療制度により全額医療費の助成を受けている方は対象となりません。

子ども医療証の有効期限について

子ども医療証の有効期限は、資格管理のため次のとおりとなっています。



これまで

(1)6歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校就学前)まで

(2)12歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校卒業)まで

(3)15歳に達した日以後の最初の3月31日(中学校卒業)まで

※(1)、(2)の有効期限に到達するときは、3月中旬以降に新しい医療証を送付します。
 また、平成31年3月は(3)の有効期限に到達するときも、3月中旬以降に新しい医療証を送付します。

平成31年4月から
(1)6歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校就学前)まで ⇒変更なし
(2)12歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校卒業)まで ⇒変更なし
(3)18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ⇒15歳年度末までから変更

※(1)、(2)の有効期限に到達するときは、3月中旬以降に新しい医療証を送付します。
 なお、13歳、14歳(平成16年4月2日から平成18年4月1日生)の方は、医療証に記載の有効期限に到達するまでに新しい医療証(18歳まで)を送付しますので、それまでは現在お持ちの医療証(15歳まで)をお使いください。

お問い合わせ

[平成31年4月からの子ども医療費助成の拡充についてのお問い合わせはこちらへ\(各区保険年金課への問い合わせ先一覧\)](#)

堺区役所保険年金課	電話: 072-228-7413 ファックス: 072-228-7539
中区役所保険年金課	電話: 072-270-8189 ファックス: 072-270-8171
東区役所保険年金課	電話: 072-287-8108 ファックス: 072-287-8621
西区役所保険年金課	電話: 072-275-1909 ファックス: 072-275-1908
南区役所保険年金課	電話: 072-290-1808 ファックス: 072-290-1813
北区役所保険年金課	電話: 072-258-6743 ファックス: 072-258-6894
美原区役所保険年金課	電話: 072-363-9314 ファックス: 072-363-0020